人事労務トラブルシューティング!

SRアップ21高知

社会保険労務士 結城 茂久

国外に出向中の社員の取り扱い

例えば、

中小製造業などの場合

昔は、海外出向といえば大企業の社員 というイメージでしたが、最近では中小 企業でも海外で仕事をしている人が増え ています。そこで、出向中(在籍出向) の中小企業の社員の取り扱いについて留 意点を掲げてみました。

外での労災に備えた方がよいで

中小企業と認められる規模 は、労働者数が金融業・保険事業・不動産業・小売業では50 以下、卸売・サービス業では1 以下、製造業では300 人以下、製造業では300

このほか、既に特別加入を承認されている社員に関する事項等で変更があった場合には出向元の会社を通じて変更届を提出することが必要です。この場合、特別加入の変更届出に対する変更決定は、当該変更届出の目の翌日から起算して14日の範囲内において変更届を行う者が変更において変更届を行う者が変更において変更届を行う者が変更において変更届を行う者が変更において変更届を行う者が変更において変更になっています。

外での労災に備える

出向元会社と出向社員間の労出向元会社の労務関係は、そのまま引き続きますが、労務の提供が海外のきますが、労務関係は一時止まることとなります。しかしながら、ととなります。しかしながら、ととなります。しかしながら、とい部分は依然適用を受け続ける即う扱いとなります。

事業に従事する労働者等となっています。ただし、日本に本社でいます。ただし、日本に本社があって海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では、前記の規模を超える場合であっても派遺先のそれぞれの国ごとの事業場において該当規模以内であれば特別加入することができます。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出す。また、既に海外の事業に出することができます。(窓口:所轄労働基連査を登り

33 近代中小企業 2007.01

あるいは通勤途上の原因による

海外に出向中の者が、業務上

怪我等をした場合の取り扱いで 監督署に提出することとなって の書類を出向元の所轄労働基準 すが、保険給付を受けるときは、 等を経由して保険給付請求書等 おります。 本人請求により出向元の事業主 その際に、

①出向元事業主の証明書、入手 ②療養の費用の請求では、要し できる場合には、在外公館の 証明書・新聞記事等の添付

③証明書等が外国語で記載され ている場合は日本語翻訳文の の明細書及び領収書の添付 た額を証明できる療養担当者

様の取り扱い方法で請求を行っ に留意して国内にいる社員と同

てください。

なお、療養の費用は支給決定

られているものに限るようです して、我が国の労災保険で認め なります。療養の範囲は原則と ト)により換算された邦貨額と 日の外国為替換算率(売りレー

わせが必要です。 所轄労働基準監督署への問い合 られるものについては支給され るようですので詳細については が、診療内容により妥当と認め

社会保険の取り扱いは?

要な届出等はありません。 間も引き続き雇用保険の被保険 の一部でも支払っている場合に については、出向元企業で賃金 者として取り扱われますので必 は、海外の会社に勤務している 雇用保険についての取り扱い

会社が今後も海外出向者の人事 保険については、出向元である おり被保険者として資格が継続 労務関係を掌握し、賃金も支払 い続けるのであればこれまでど つぎに、健康保険と厚生年金

> 労務関係を掌握しなくなった場 合は喪失の取り扱いとなりま されます。しかしながら、人事

被保険者及び扶養として認定さ 細書」は事前(海外出発前)に と「領収明細書 (Itemized receipt). (Attending Physician's Statement) 外の病院で「診療内容明細書 の海外療養費の請求方法は、海 よる病気や怪我等になったとき あるいは通勤途上の原因以外に れている家族含む。)が業務上 付し、払い戻し請求を行います。 療費支給申請書に記入および添 に必要事項を記入してもらい治 ておくのがよいでしょう。また、 人手して海外出向者に持参させ 診療内容明細書」と「領収明 海外で出向社員(健康保険の 般診療用と歯科診療用にわか

す。(窓口:社会保険事務所) れていますので注意が必要で 民票の除票」を添付します。帰 所に提出します。この場合「住 出向元会社の所轄社会保険事務 で療養費を払った翌日から起算 また、海外療養費の時効は海外 国したときは、同じく介護保険 保険適用除外等届にて該当届を が満4歳に達したときは、介護 り扱いですが、海外出向中の者 して2年間となります。 最後に介護保険についての取

出して下さい。 適用除外等届にて非該当届を提



SRアップ21高知 社会保険労務士 結城 茂久



1949年高知県佐川町出身。 務家集団 事務局長。